

木津川市測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

木津川市長

河井規子



木津川市規則第19号

木津川市測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格等を定める規則の一部を改正する規則

木津川市測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格等を定める規則（平成19年木津川市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
第5条第1項中「第1号から第6号までに定める資格を有しない者」を「各号のいずれかに該当する者」に改める。

第9条第1項ただし書中「又は第2号」を「から第4号までのいずれか」に改める。

第12条第1項中「及び第4号から」を「、第3号及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

木津川市測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格等を定める規則の一部改正新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (入札等に参加することができる者)	第1条 (略) (入札等に参加することができる者)
第2条 入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、この規則に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したものを(以下「参加資格者」という。)とする。者」という。)とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者</u> <u>(4)～(6) (略)</u>	第2条 入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、この規則に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したものを(以下「参加資格者」という。)とする。者」という。)とする。 (1)・(2) (略) <u>(3)～(5) (略)</u>
第3条・第4条 (略) (資格審査)	第3条・第4条 (略) (資格審査)
第5条 市長は、 <u>第2条各号のいずれかに該当する者</u> については、参加資格がないと認定する。	第5条 市長は、 <u>第2条第1号から第6号までに定める資格を有しない者</u> については、参加資格がないと認定する。
2 (略)	2 (略)
第6条～第8条 (略) (参加資格の承継)	第6条～第8条 (略) (参加資格の承継)

第9条 市長は、営業譲渡、合併又は相続のあった者からの申請により有資格業者の営業の全部又は一部を承継したと認められる場合は、その資格を承継させることができる。ただし、当該営業を承継する者が第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

2～4 (略)

第10条・第11条 (略)

(参加資格の認定の取消し等)

第12条 市長は、有資格業者から前条の届出があったときは、審査会の審査を経ないで直ちに、また、第2条第2号、第3号及び第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は不正の手段により参加資格の認定を受けたときは、遅滞なく審査会の審査を経て、参加資格の認定を取り消すものとする。

2 (略)

第13条～第15条 (略)

第9条 市長は、営業譲渡、合併又は相続のあった者からの申請により有資格業者の営業の全部又は一部を承継したと認められる場合は、その資格を承継させることができる。ただし、当該営業を承継する者が第2条第1号又は第2号に該当する者である場合は、この限りでない。

2～4 (略)

第10条・第11条 (略)

(参加資格の認定の取消し等)

第12条 市長は、有資格業者から前条の届出があったときは、審査会の審査を経ないで直ちに、また、第2条第2号及び第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき、又は不正の手段により参加資格の認定を受けたときは、遅滞なく審査会の審査を経て、参加資格の認定を取り消すものとする。

2 (略)

第13条～第15条 (略)